

社会福祉法人 徳誠福社会 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために行動計画を策定する。

1.計画期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2.内容

目標：年次有給休暇の取得日数を1人あたり、年平均7日以上とする。

【対策】積極的な目標達成に向けた取り組み方法を検討する。

検討内容を推進していく。

目標：育児休業を取得しやすい環境づくりをする。

【対策】各事業所への実態把握のための調査。

職場環境づくりのための管理職への研修の実施。